

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
1	令和5年 1月13日	就労証明書 について	出産日が予定日とずれた場合、就労証明書の再提出が必要なのは何故なのか。何度も提出させるのは琴浦町だけなので改善して欲しい。	この度は、ご意見をいただきありがとうございます。 こども園・保育園の保育認定（2・3号認定）を利用するためには、「保育を必要とする」ことを証明する書類を提出していただく必要があります。就労証明書は、その書類の一つで保護者の就労状況や産休・育休の取得状況を証明する書類です。 琴浦町では、待機児童を出さないために、妊娠中を含め入園を希望される全てのお子さんを受け入れられるよう、前年度の秋に翌年度3月までの入園について申請をいただき、保育士を確保するようにしています。そのため、入園時期によっては、かなり早い時期から就労証明書を提出いただくことになります。 前述の通り、就労証明書は保育認定を行う上で、保護者の状況を確認するために必要な書類であるという理由から、出産後に産休・育休の取得期間や復職日等内容に変更が生じた場合は、再提出をお願いさせていただいております。 今後も町保育行政について、引き続きご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いします。	子育て応援課	0858-52-1709	令和5年 4月3日	令和5年 1月25日
2	令和5年 1月13日	野良猫対策 について	令和4年11月27日にまなびタウンとうはくで行われた地域猫勉強会に参加した際に、町民の一人の方が「昔から共生してきた野良猫を今更手術する必要なんてない」という意見が出たこと、野良猫に不妊去勢手術がなぜ必要であるのか理解に苦しむ町民がいることについて、行政としてどう考えているか。 また、行政として重点的に取り組むべき課題として、動くべきではないか。直接捕獲が難しければ、実態調査や委託を行い不妊去勢手術を進めるべきではないか。 中部で野良猫が一向に減らない町のレッテルを貼られていることが、町民の一人として恥ずかしい。	日頃は、動物愛護の問題についてご協力いただき、深く御礼申し上げます。 野良猫についてのお問合せをいただいた件について回答します。 まず、地域猫勉強会で町民の方が話された意見についての見解についてですが、さまざまな思いを持たれる町民の方がおられることは認識しています。 その中で、不妊去勢手術の必要性を理解していただくための周知が、まだまだ町民の皆さまに浸透していないことは事実としてありますので、今後も町報等を通じて、努めてまいります。 現在琴浦町では、4年前に比べ、飼い主のいない猫対策補助金を活用し、手術を行った猫の頭数が20倍程度にのぼりますが、おっしゃられるとおりまだまだ飼い主のいない猫が、数多く町内には存在します。 さまざまな方法についてご提案いただいたところではありますが、効果的な方法について検討を進めていく所存ですので、今後ともご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。	町民生活課	0858-52-1703	令和5年 4月3日	令和5年 1月25日
3	令和5年 1月18日	赤碕文化セ ンターの駐 車場利用に ついて	文化センター北側に駐車場があるが、「田んぼダム」の看板が見えるようにするためか、いつも車一台分のスペースが駐車できないようになっている。本来の利用目的と違うのではないのか？ また、職員は率先して出入り口からなるべく離れたところに駐車すべきではないのか？	この度は貴重なご意見ありがとうございます。 確認しましたところ、「田んぼダム」看板前の駐車スペースにつきましては、看板の根下に地元有志の方が設置した花壇があり、車の排気ガスで枯れてしまう事例がありました。そのため、混雑が予想される日以外はカラーコーンをおいて利用の制限をしていましたが、現在はカラーコーンを撤去しております。 また、今後職員の車は文化センター出入口に近い場所に駐車しないように致します。	人権・同和教育課	0858-52-1162	令和5年 4月3日	令和5年 1月31日
4	令和5年 1月23日	可燃ゴミ袋 について	超極小の可燃ごみの袋を発売して欲しいです。	現在、可燃ごみの袋については大と小のみ作製しておりますが、小さな袋は容量に対して作製経費と販売する際の単価が割高になってしまうため、現時点では作製を予定しておりません。 ただ、他自治体では極小の袋を作製している事例もありますので、いただいたご意見を今後検討する際に参考とさせていただきます。	町民生活課	0858-52-1703	令和5年 4月3日	令和5年 3月28日

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
5	令和5年 2月14日	こども園連絡ノートのICT化について	現在移行期間として連絡ノートがなくなり、ICT化によってスマホで見ることになって味気ない。再検討してほしい。 卒園したら見られなくなるのではないかと。子供も連絡ノートを親が記載するのを楽しみにしている。 親の筆跡を見ることもなくなる。親がスマホに向かってのを見ていても何をしているのか子供には伝わらずスマホ依存が心配。 町HPにも町民の声から投稿する場所がないのは手書きのメリットがあるからではないのか。	ご意見ありがとうございました。また、回答にお時間をいただき申し訳ありませんでした。 保育教諭手書き記入の連絡ノートに愛着を持っていただきありがとうございます。 連絡帳機能について先行して実施されている園では、「帰宅までに連絡ノートの確認をし、家族で話題の共有につながる。」「その日の様子を把握してからお迎えに行けるので、保育教諭に話が聞きやすい」などのお声をいただいております。 ICTシステムに移行しましても、手書きと同じように記載させていただくとともに、今後は写真なども活用したお知らせも検討し、よりわかりやすくご確認していただけるようにしていきます。 データの保存の年限や印刷方法・表示についてシステム会社と調整のうえ検討してまいります。 現在の機能ではご家庭でスクリーンショットでの保存をされている方が多いようです。その場合ご家庭でのプリントアウトも可能となります。 幼保連携型認定こども園教育要・保育要領のなかでも、情報機器を直接的な体験を考慮しながら使用していくこととなっています。今後は、学校での学習時の使用も進んでいることを踏まえ園児には適切で有効な情報機器の使用について保護者の皆さんと一緒に伝えていきたいと思っております。 町HP「町民の声」については本庁舎、分庁舎及びまなびタウンの町民の声のほかに、琴浦町ホームページの「町民の声入力フォーム」からもご投稿いただけます。 ご意見をいただく方法やお伝えする方法が変化するなかでも、今後も園児や保護者に寄り添い、信頼され、また地域から愛される園であるよう、引き続き取組んで参りますので、よろしくお願いいたします。	子育て応援課	0858-52-1709	令和5年 4月3日	令和5年 3月7日
6	令和5年 2月21日	窓口対応について	住所変更の件で伺い、その際転出届の書類をいただいた。 転出届が本人に届くまでに住所変更の手続きができるか確認したところ、書類は後日持っていけばよいと言われた。また、本人が明日行くことも伝えていた。 しかし、本人が役所に行ったところ、できないと言われた。 窓口で年配の女性の方が担当されたが、なぜ、そのような不手際が生じたのか。	この度は、転入手続の件で、大変ご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。貴殿におかれましては、何度も区役所の方へ行っていただくこととなり、忙しい中、本当に申し訳ありません。 対応した職員に確認したところ、来庁されたご家族の方に対し、次のとおり説明が不十分であったことを確認しました。 ・転入時、転出証明書は必ず必要であることを強調して伝えていない。 ・転入希望日が2月21日と聞いたにもかかわらず、速達等で転出証明書を郵送し、その書類が届いてから、区役所に行っていた必要がある。という説明が不十分でありました。 ご家族の方に十分な説明ができておらず、ご迷惑をおかけしました。 対応した職員も反省しており、二度と同じあやまちがないよう努めていくよう確認をいたしました。 今後はこのようなことがないよう職員全員で再度、共通認識を図り、窓口対応に努めたいと思います。今後も、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。	町民生活課	0858-52-1704	令和5年 4月3日	令和5年 2月22日
7	令和5年 2月27日	職員の対応について	申告をするため2回も確認に来ましたが、人によって必要なものが違い、あわてて細かく書いて持ってきたのに当日いらなさいといわれました。 役場的にはごめんなさいですむことかもしれませんが、すごく迷惑です。 会場の受付の方もあまりわかってないみたいでした。しっかりしてほしいです。 会場でも納得できませんでした。	ご意見ありがとうございました。このたびは、大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。 事実確認をしたところ、職員の説明した内容が申告される町民の方の負担を増やしてしまう結果になっていることが判明しました。 職員には、確定申告に必要な書類と省略できる書類などの再確認をし、注意しました。あわせて申告従事職員に今後このようなことの無いよう確認し対応するように周知しました。 今後も申告受付も含め、正確な回答・対応ができるよう研修・指導いたします。	税務課 総務課	0858-52-1702 0858-52-2111	令和5年 4月3日	令和5年 3月3日

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
8	令和5年 3月6日	樹木の伐採について	地蔵峠から鏡ヶ成までの道路には所々にビューポイントパーキングが設けてあるが、沿道の樹木が視界を遮っている。については、せっかくの観光資源が勿体ないので、当該樹木の伐採・間引きをお願いしたい。	この度は、地蔵峠(大山環状線)における樹木の通景伐採について、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。地蔵峠(大山環状線)を確認しましたところ、ご指摘のとおり、樹木で大山への視界が遮られているビューポイントが所々ございました。今後については、地蔵峠(県道45号線：大山環状線)の管理者であります鳥取県に視界を遮る樹木のある地権者へ通景伐採へ向けて対応していただくよう働きかけて参ります。町といたしましても、大山のビュースポットは貴重な観光資源だと認識しており、今後とも維持管理に尽力していきます。	商工観光課	0858-52-1714	令和5年 4月3日	令和5年 3月7日
9	令和5年 3月4日	小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)について	自治体の老朽インフラ補修工事に關し、業務負担等も考慮し、仕様発注方式ではなく、性能発注方式にすべきではないか。	この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本町においても、高度成長期以降多くの公共施設等が整備され、これらの老朽化が進み、更新が必要な時期を迎えようとしています。このような中、今後も必要な行政サービスを維持していくためには、効率的な公共施設の維持・更新が必要となってきました。老朽インフラ対策等の工事発注については、国、県の指導を仰ぎながら、他の自治体の動向も参考にしつつ、適切な発注方式の選択に努めてまいります。	総務課	0858-52-2111	令和5年 4月3日	令和5年 3月16日
10	令和5年 3月22日	町営バスの運行時刻について	JRのダイヤ改正に伴って、船上山線においてJRとバスとの接続が出来なくなる便があるので、バスの時刻を変更して欲しい。	3/18のJR西日本ダイヤ改正に伴い、町営バスとの接続などを考慮し、町営バスの運行時刻も変更しています。ご要望のありました船上山線(203便、208便)についても、それぞれJRとの接続に支障がないよう、バスの運行時刻を修正します。詳しくは、町報4月号と合わせて配布する町営バス時刻表をご覧ください。 今後とも、町営バス事業にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。	企画政策課	0858-52-1708	令和5年 4月3日	令和5年 3月31日